

港区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（案）

港区財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書中「、その高価なもの四分の一をこえる」を「その高価なもの四分の一を超えるとき、又は交換するいずれか一方の土地の面積が五千平方メートル以上である」に改め、同項各号中「または」を「又は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。